

多良木町の保育料

- 〈2号認定〉 お子さんが満3歳以上で保育の必要な理由に該当し、保育を希望される場合
- 〈3号認定〉 お子さんが満3歳未満で保育の必要な理由に該当し、保育を希望される場合

○保育所に2人以上入所している場合、1人目：基準額全額、2人目：基準額の1/2、3人目以降無料。

※所得割額57,700円未満の世帯については、第何子かを決定する際の算定対象となる子どもの年齢制限を撤廃する。
 (保護者と生計が同じであれば、高校生や大学生であろうと一番上の子を第1子とカウント)

※所得割額57,701円以上の世帯については、第2子以降の児童に対して上記の軽減措置に該当しない場合、対象児童の保育料は徴収基準額を**20%減額**とする。
 ※所得割額77,101円未満の要保護世帯については、所得割課税額に応じ第1子を下表第4-1、第3-1、第2-1の該当する保育料とし、第2子以降の保育料を0円とする。
 ※市町村民税非課税世帯（一般）の第2子の保育料を0円とする。

各月初日の保育の実施に係る入所児の属する階層区分		保育標準時間			
		多良木町(平成30年度)		国の定める額	
階層区分		徴収基準額 (月額)		徴収基準額 (月額)	
定義		3歳以上児 (2号認定)	3歳未満児 (3号認定)	3歳以上児 (2号認定)	3歳未満児 (3号認定)
第1	生活保護等	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、 里親世帯		0円	0円
第2-1	要保護世帯等	第1階層を除き町民税非課税世帯		0円	0円
第2-2	一般	4,000円	6,000円	6,000円	9,000円
第3-1	要保護世帯等	所得割課税額 48,600円未満	4,000円	6,000円	9,000円
第3-2	一般	均等割の額のみ (所得割のない一般世帯)	8,000円	12,000円	16,500円
第3-3	一般	所得割課税額 48,600円未満	12,000円	16,000円	19,500円
第4-1	要保護世帯等	48,600円以上77,101円未満	4,000円	6,000円	9,000円
第4-2	全世帯	48,600円以上97,000円未満	18,000円	22,000円	30,000円
第5	全世帯	97,000円以上169,000円未満	23,000円	27,000円	44,500円
第6	全世帯	169,000円以上301,000円未満	26,000円	30,000円	61,000円
第7	全世帯	301,000円以上	30,000円	35,000円	80,000円
(第8)		397,000円以上			104,000円

※要保護世帯…ひとり親世帯や在宅障がい児(者)がいる世帯など

- ※ 4月から8月までの保育料は平成29年度(平成28年分)課税額、9月から翌年8月までの保育料は平成30年度(平成29年分)課税額で算定します。
- ※ 保育料の滞納額について督促料とは別に延滞金も加算されます。納付期限内での納入をお願い致します。
- ※幼稚園・認定こども園に通う児童の保育料については、その施設に直接納入していただきます。